

小浜市吹付けアスベスト調査事業補助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国の住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱（平成21年4月1日付国住市第454号、国住街第236号、国住指第4984-2号、国住備第162号及び国土交通省住宅局長通知）に基づき、小浜市内に存する民間建築物についてアスベストの使用実態を把握し、アスベストによる被害の未然防止を図るため、アスベスト含有の有無等に係る調査に対して本市が実施する補助金の交付に関し、小浜市補助金等交付規則(昭和56年小浜市規則第22号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) アスベスト 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第2条に規定する石綿等をいう。
- (2) アスベスト調査 吹付け建材に係るアスベスト含有の有無と含有している場合の含有の量を分析により調査することをいう。
- (3) 吹付け建材 石綿が含有されている吹付け及びその疑いがある吹付けをいう。ただし、平成18年9月1日以降に施工されたものを除く。
- (4) 民間建築物 国、地方公共団体その他の公共団体又はこれらに準ずる者の所有に属する建築物以外の建築物をいう。
- (5) 一般建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項に規定する者をいう。
- (6) 特定建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第3項に規定する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次条に規定する建築物の所有者（当該建築物が区分所有されている場合にあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、補助金を交付しない。

- (1) 小浜市税を滞納している者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める者

(補助対象建築物)

- 第4条 この要綱による補助の対象となる建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たす建築物とする。
- (1) 本市に所在する民間建築物であること。
 - (2) 吹付け建材が施工されていること。
 - (3) 国による他の補助金等の交付を受けていないものであること。
 - (4) 福井県が管理するアスベスト調査台帳に記載されている建築物であること。

(補助対象事業)

- 第5条 補助の対象となる事業は、前条の補助対象建築物において行うアスベスト調査とする。
- 2 前項のアスベスト調査は、次の基準に適合するものでなければならない。
- (1) 分析機関は、社団法人日本作業環境測定協会が公表した「石綿含有の有無の判定及び石綿の含有率の測定に対応できる分析機関」または同等の能力を有する機関であること。
 - (2) 分析方法は、J I S A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」または同等以上の精度を有する分析方法であること。
 - (3) 一般建築物石綿含有建材調査者または特定建築物石綿含有建材調査者が、自ら実施する調査であること。

(補助金の額)

- 第6条 補助金の額は、分析機関に対して支払うアスベスト調査に要する費用から消費税および地方消費税額を差し引いた経費(当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、補助金の限度額は、1棟につき25万円とする。
- 2 この要綱による補助対象建築物に対する補助は、原則として1棟につき1回とする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、吹付けアスベスト調査事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 確認済証、検査済証等の写しその他申請に係る補助対象建築物の建築年月日が分かる書類
 - (2) 付近見取図
 - (3) 調査対象の吹付けの仕様及び施工箇所が分かるカラー写真(全景・拡大写真等)
 - (4) アスベスト調査に係る分析機関の見積書
 - (5) 登記事項証明書その他建築物の所有関係が確認できる書類

- (6) 納税証明書
- (7) 調査に関与する一般建築物石綿含有建材調査者または特定建築物石綿含有建材調査者の資格者証の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、吹付けアスベスト調査事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金の交付の対象とならないと認めたときは、吹付けアスベスト調査事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知する。

- 2 対象者は、前項の通知がある前に、アスベスト調査に着手してはならない。
- 3 市長は、補助金の交付決定に当たり、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付することができる。

(分析調査の実施)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付決定の日から30日以内に分析調査に着手するものとし、交付決定の内容およびこれに付した条件に従い分析調査を行わなければならない。

(補助事業の内容の変更)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金交付決定後において、補助事業の内容を変更し、または中止しようとするときは、吹付けアスベスト調査事業補助金交付変更申請書(様式第4号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、やむを得ないと認めたときは、吹付けアスベスト調査事業補助金交付変更決定通知書(様式第5号)により、当該申請者に通知する。

(完了実績報告)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、アスベスト調査が完了したときは、調査完了後30日以内または交付決定を受けた年度の末日までに、吹付けアスベスト調査事業完了実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 分析機関が発行し、一般建築物石綿含有建材調査者または特定建築物石綿含有建材調査者が検収した分析調査結果報告書
- (2) アスベスト調査の実施に関して分析機関と締結した契約書の写し
- (3) アスベスト調査に要する費用に係る分析機関からの領収書の写し

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書の内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を当該者に吹付けアスベスト調査事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 前条の規定により補助金の交付額の確定通知を受けた者は、吹付けアスベスト調査事業補助金交付請求書（様式第8号）により、補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条により補助金の交付請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (3) その他市長が不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部または一部を取り消したときは、吹付けアスベスト調査事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、当該申請者に通知する。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により交付決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付されているときは、期限を定めてこれを返還させるものとする。

(書類の保存)

第17条 補助金の交付を受けた者は、当該アスベスト調査の実施に関する書類等を当該アスベスト調査が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。